振込事務手数料および互助会費算定方法

振込事務手数料(2020年5月1日以降処理分)

・実際に発生する振込手数料

淺沼組協力業者労働災害互助会費

業 種 別		会費徴収率
1 (A級)	大工工事、土木工事、とび 工事、鉄筋工事、斫り工事、 左官工事、その他労務請負 業者	実支払金(円) × <u>11</u> 10,000
2 (B級)	塗装工事、吹付工事、防水 工事(モルタル)、杭打工 事、スレート工事、錺工事、 タイル工事、電気工事、給 排水衛生工事、一括業者 (建築土木共)	実支払金(円) × <u>10</u> 10,000
3 (C級)	鉄骨工事、防水工事(アス ファルト)、テラゾー工事、 ブロック工事、製作金物工 事、空調工事、重機工事、 硝子工事、家具工事、内装 工事、木製建具工事、鋼製 建具工事、運送業	実支払金(円) × <u>7</u> 10,000
4 (D級)	その他工事	<u>5</u> 10,000
5 (E級)	材料納入業者	10,000

[※]非登録業者は 1/10,000 を徴収する場合があります。

⁽注)但し、株式会社淺沼組の安全衛生協力会正会員については、上記A級~D級の 業種に該当する工事を行う場合は、各会費徴収率により、それぞれ3/10,000を減ずる。